

探偵業の業務の適正化に関する法律の附則に基づく検討結果について
～ 探偵業の適正化に向けた今後の取組み～

1 はじめに

平成19年6月1日に施行された探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）附則第3条において「この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、探偵業者の業務の実態等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする」と規定されていることに基づき、探偵業法における課題について検討を行い、以下のとおりその結果を取りまとめた。

2 探偵業法の概要

探偵業法は、探偵業が個人情報に密接にかかわる業務であるにもかかわらず、何らの法的規制もなされておらず、また、業者数の増加に伴い、料金トラブル等契約に関する苦情、調査対象者の秘密を利用した恐喝事件、違法な手段による調査等が急増していたという法制定当時の現状に鑑み、探偵業について、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的に、以下のような規制を定めるものである。

まず、探偵業務を「他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き込み、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務」とした上で、このような業務を営もうとする者について、営業所ごとに都道府県公安委員会に届出を行わなければならないとするとともに、成年被後見人、暴力団員、営業停止命令に違反した者等一定の欠格事由に該当する者について、探偵業を営むことを禁止した。

また、探偵業務の実施の原則として、この法律により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができることとなるものではないことに留意するとともに、人の生活の平穏を害するなど個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならないことを明確にし、探偵業務の実施の適正を確保するため、重要事項の説明等契約における義務、探偵業務の実施に関する規制、秘密の保持等について定めた。

さらに、都道府県公安委員会は、探偵業者に対し、報告の徴収、立入検査、指示、営業停止命令、営業廃止命令を行うことができるとし、罰則についても定めている。

3 調査方法

(1) 探偵業法の施行状況の調査

平成19年から平成21年までの探偵業者数の推移、各種行政処分の件数等について調査し、探偵業法の施行状況について検討するための基礎的資料とした（別添1）。

(2) 独立行政法人国民生活センター(PIO-NET)に登録された苦情の調査

平成16年から平成21年までの6年間に独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)に登録された興信所に関する苦情等の件数やその内容について調査し、依頼者側の視点に立った探偵業法施行上の問題点を抽出した(別添2)。

(3) 都道府県警察に対するヒアリング

平成22年6月18日に都道府県警察の担当者からのヒアリングを実施し、探偵業法の施行状況やその効果、問題点について集約した(別添3)。

(4) 探偵業者に対するアンケート調査

(社)日本調査業協会、全国調査業協同組合、全国調査業協会連合会の3団体及び189の探偵業者に対してアンケートを実施し、探偵業法の施行状況やその効果、問題点について集約した(別添4)。

4 探偵業法の施行状況

(1) 探偵業の届出状況

探偵業の届出の状況をみると、平成21年末における届出業者数は4,953件となっている。探偵業法が施行された平成19年には約4,000件の届出がなされたところであるが、それ以降毎年約1,000件の新規届出がなされる反面、毎年約500件の廃止届出があることから、実質的には毎年約500件ほどが増加している(別添1 図1)。廃止の原因としては、経営の悪化によるものが多くを占めている。

(2) 探偵業者に対する行政処分状況

探偵業者に対する行政処分の状況をみると、欠格事由に該当することを理由とする廃止命令が探偵業法の施行以来4件あり(別添1 図2)、不適格者の排除に一定の成果を挙げている。また、営業停止命令については、平成20年に2件、平成21年に1件あるのみであるが、指示処分の件数は増加しており、平成21年には44件の指示処分が行われたところである(別添1 図3)。

行政処分件数が増加した背景には、探偵業者数の増加があると考えられるが、同時に、各都道府県警察において探偵業者に対する実態把握及び指導取締りを強化すべく探偵業者の営業所に対する立入検査を推進していること(平成19年974件、平成20年2,806件、平成21年2,903件)も一因であると考えられる。

(3) 探偵業者の検挙状況

探偵業法及び他の法令違反に基づく探偵業者の検挙件数の推移をみると、ほぼ横ばいとなっている(別添1 図4及び図5)。

届出業者数及び探偵業法に基づく行政処分件数が増加しているのに比べ、検挙件数には大きな変化が見られないことに鑑みると、探偵業法による規制が一定の効果을挙げていると考えられる。

(4) 探偵業者に関する相談・苦情件数の推移

国民生活センターに登録された興信所に関する苦情等の件数の推移をみると、法施行前の平成17年には1,665件にも及んでいた苦情等の件数は、その後減少傾向にある(別添2 図1)。

苦情等の内容別にみると、「契約・解約」に関するものが全体の約50%を占め、これに「販売方法」に関するもの及び「価格・料金」に関するものがそれぞれ約15%で続いており、これらで苦情等の約8割を占めている(別添2 図2-1及び図2-2)。

他方、探偵業法制定当時懸念されていた「暴力団」の関与に関する苦情や、報道等により大きな問題となった別れさせ工作を始めとする「各種工作」に関する苦情は全体の1%にも満たない状態であり、その内容もそれほど深刻でないものがほとんどである。

(5) 都道府県警察に対するヒアリング結果

都道府県警察担当者からは、欠格事由に関する意見として

- ・従業者にも欠格事項を設けるべき
- ・探偵業務に関し犯罪行為を行った場合、刑の軽重を問わず欠格とすべき

探偵業の適正化に関する意見として

- ・別れさせ工作を規制すべき
- ・探偵業務の実施原則違反に罰則を設けるべき

教育に関する意見として

- ・教育状況を確認できる書面の備え付け義務を課すべき
- ・教育義務違反に罰則を設けるべき

そのほか

- ・営業の実質のない者へ廃止命令をかけられるようにすべき
- ・不適切な広告宣伝を規制すべき
- ・クーリングオフ制度を設けるべき

といった意見が寄せられた。

(6) 探偵業者に対するアンケート調査結果

探偵業者に対するアンケート調査の結果、回答者の約6割からは、現時点において探偵業法について見直しの必要はないという回答を得た。

見直しの必要があるとする意見としては、不適格者の観点からの意見として、

- ・届出制ではなく、許認可制や資格制にすべき
- ・誇大広告や消費者に誤解を与えるような広告を規制し、公序良俗に反する広告宣伝名称を認めないようにすべき
- ・欠格事由をより厳しくすべき

探偵業者の資質の向上に関する意見として、

- ・実効のある教育のため教育内容や時間を規定すべき
- ・警察による研修を実施してほしい

といった意見が寄せられたほか、

- ・届出証明書番号を固定化してほしい
- ・書面交付義務や重要事項の説明義務を軽減してほしい
- ・電話やメール等による書面の受理・交付を認めてほしい

といった手続の合理化に関する要望が寄せられた。

5 検討結果

(1) 探偵業法制定時の議論

探偵業法制定時の立法府における議論には、大きく分けて 暴力団員の排除等不適格者排除に関するもの（準構成員についても欠格事由とすべき^{*1}、探偵業者の従業者からも暴力団員を排除すべき^{*2}など）、業務の適正化に関するもの^{*3*4}、広告宣伝に関するもの（過度な宣伝の規制^{*5}等）があり、これらの点について、3年後の見直しにおいて検討することとされた。

このような経緯と上記のような探偵業法の施行状況を踏まえ、探偵業務の適正化に向けた取組みについて検討する。

(2) 不適格者の排除について

ア 探偵業を事前審査制とすることについて

-
- *1 平成18年5月19日衆議院内閣委員会
大島敦委員 欠格事由はどのような基準で定めたのか。暴力団員のみならず準構成員も含めるべきではないか。
泉健太委員（前略）施行後3年で検討条項を置いているところでもありますので、この欠格事由のあり方ですとか、また、この暴力団の関与ということについてもしっかりとチェックをしていって、その実態把握をした中で、より検討を進めていきたい（後略）
- *2 平成18年5月19日衆議院内閣委員会
大島委員 探偵業者の従業者等に暴力団関係者が含まれていることが想定されるが、本法の施行後、警察当局はどのような対応を期待するのか
泉委員 業務実態の把握に努めた結果、従業者等に暴力団関係者が多く含まれており、それに起因する問題が多く発生をするというような事情が判明した場合には、役員のみならず従業者等からも暴力団関係者を排除するための措置について検討を行い、必要な措置を講ずることが望ましい（後略）
- *3 平成18年6月1日参議院内閣委員会
松井孝治委員 3年後の検討というのが書いてございますが、いろんな人権擁護法案とか、あるいは個人情報保護についての議論の進捗とか、そういうことの進捗も含めて、この3年後の見直しというのは更なる法改正の検討も含めての見直しと考えてよろしいんでしょうか
泉委員（前略）まずは業界の実態把握と。その中で、例えば、（中略）どういう調査による被害が明らかになってくるのかということも踏まえて、この法改正に向けての見直し規定と考えております
- *4 平成18年6月1日参議院内閣委員会
近藤正道委員（前略）帳簿の備付けというのは非常にポイントだと思うんですが、大阪府ではあるのになぜ今回のこの法令の中にはこれを入れなかったのか（後略）
泉委員（前略）探偵業というのは非常に特殊な業界でして、依頼者はやはり可能な限り自分の依頼をした情報については破棄してほしい、あるいは徹底的に管理してほしい、これは必ず選ばれるというか、そういう意思を表明されるものだと思うんですね。その意味で、帳簿の存在等がその依頼内容を確認できるようなものになってしまった場合に、これは探偵業の健全な発展ですとかあるいはプライバシーの問題という意味からもまだ問題も残されているんじゃないかというふうに考えておまして、（中略）あとは実態をよく見て、今後3年間の中で見直しに向けて考えていきたいというふうに思っております。
- *5 平成18年6月1日参議院内閣委員会
白浜一良委員（前略）広告宣伝のあり方というのをどういうルールに基づいてすべきだとか、その辺のことは何か考えていらっしゃったらお聞かせ願いたい
竹花生活安全局長（前略）今後の検討課題として、これから法律を適用させていただいて実態把握を進める中で、どういう広告の実態にあるのか、どこに問題があるのか、どうすればそれが防げるのかといったことについて検討させていただきたい

現在の届出制を許認可制や資格制として、探偵業を営もうとする者につき、欠格事由等について事前に実質的な審査を行うことについては、先述した探偵業法の施行状況に照らし、直ちに規制を強化しなければならない状況にあるとはいえないが、今後、探偵業法の施行状況如何によっては、事前審査制の導入について検討する必要が生ずる可能性もあると思料される。

イ 暴力団関係者等の排除について

探偵業法施行後3年間における探偵業務への暴力団構成員又は準構成員の関与の状況をみると、警察で検挙した探偵業務に関する事件で暴力団関係者等の関与が認められるものはなく、また、国民生活センターに登録された苦情件数でも暴力団の関与に関するものは少数にとどまる。

届出制を採用している探偵業法上の欠格事由は、探偵業務を営むことが不適當であると一見して明らかであり、かつ、届出を行う者、受理する都道府県公安委員会双方において該当するか否かが容易に判断できるものであることが望ましいと考えられるところ⁶、暴力団の準構成員を探偵業法上の欠格事由に含めることについては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）においても「準構成員」の定義は定められておらず、これに該当するか否かの判断が必ずしも容易であるとはいえないことから、届出制を維持したままでこれを探偵業法上欠格事由に含めることは適當ではないと考えられる⁷。また、現行法上、探偵業者の従業者について特段の制限は設けていないところ、従業者について暴力団員を排除する規定を設けるべきとの意見については、現時点で早急に見直しを行わなければならない実態があるとまではいえないが、探偵業法の施行状況を踏まえ、将来的に検討していくべき課題と考えられる。

なお、警察としては、（社）日本調査業協会に対し、教育研修会等あらゆる機会を通じて、暴力団排除に関する協議会の設置や契約約款への暴力団排除条項の導入について積極的に働きかけを行っているところであり⁸、引き続きこのような働きかけを通じて暴力団の排除を図っていくこととする。

(3) 探偵業務の適正化について

ア 「別れさせ工作」等の規制について

*6 平成18年5月19日衆議院内閣委員会

泉委員 一般的に届出制が届出を行う者の適格性について実質的な審査を行うものではないことを考慮すると、本法施行後の円滑な運用を確保するためには、欠格事由について、探偵業務を営むことが不適當であると一見して明らかであり、かつ、届出を行う者と届出を受ける公安委員会の双方において該当するか否かが容易に判断できるものであることが望ましく、このような観点から、本法案のとおり欠格事由を定めております。

*7 事前審査制を採用する事業法においては、「集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるを行うおそれがあると認められるに足りる相当な理由がある者」（警備業法（昭和47年法律第117号）第3条第4号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第3条第4号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第4条第1項第3号）として、「準構成員」についても欠格事由に該当し得るように規定する例がある。

*8 （社）日本調査業協会では、「暴力団排除宣言」を平成22年度第1回臨時総会（7月11日）において議決したところであり、今後、ホームページに同宣言を掲載し、教育研修会を通じて会員に周知徹底することなどを予定している。

探偵業者が、本来の調査業務以外にも「別れさせ工作」、「復縁工作」、「出会い工作」などの名称を用いて様々な役務の提供を行ったり、「別れさせ屋」、「復縁屋」、「仕返し屋」、「便利屋」などと称したりする例があり、こうした活動に関して事件も発生している⁹。

現在の探偵業法上、別れさせ工作等については明文上の規制はなされていないが、これを禁止し又は何らかの新たな規制を行うことについては、「別れさせ工作」や「別れさせ屋」の業務等は、探偵業法の定める「探偵業務」とは本質的に異なる性質を有するものであり、探偵業法の立法の目的や趣旨から考えて、探偵業法の改正によって対応することは慎重な検討を要すると考えられる。

なお、現状においても、別れさせ屋の行為の準備行為として行われる調査及び報告が探偵業務に該当する可能性はあり、このような業務が刑罰法規に触れる場合には、警察により厳正な対応がなされてきたところであり、今後も別れさせ工作等に係る実態を把握し、法令違反があれば看過せず積極的な取締りを行うとともに、業界の自主規制を促すなどしていく必要がある。

イ 消費者保護の強化

探偵業務に関して生じている問題の大部分は契約内容に関するもので占められているが、探偵業者には現在も重要事項の説明義務や書面交付義務が課されているところであり、国民生活センターに寄せられる苦情件数が減少していることに鑑みれば、これらの規制により一定の効果が挙げられているものと考えられる。探偵業者に対するアンケート調査結果からも、大多数の業者から、消費者保護の要請に基づきこれらの義務が課されていることについて理解が得られており、引き続き同規定違反の取締りを適切に実施するとともに、今後も契約に関する苦情の動向について把握していくよう努めることとする。

また、これらの義務の履行を確認する立入検査を実効あるものとするために、契約に係る書面等の備付けを義務づけることとすべきとの声もあるが、消費者保護の要請とプライバシー保護の要請との調和を図る観点から探偵業の依頼者（消費者）の意見を踏まえつつ検討すべき将来の課題と考える。

次に、探偵業務そのものにクーリングオフ制度を設けるべきとの点については、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）が平成20年に改正され、探偵業務についても同法に規定する「訪問販売」等に該当し得ることとなり、事務所以外の場所で契約を締結するなど特に依頼者の保護を図る必要が高い場面については、クーリングオフの対象となったところであることから、同法の運用状況を注視していくこととする。

なお、探偵業の依頼者をより保護していくためには、契約段階に入った者の保護のみならず、将来依頼者となろうとする者が、悪質な探偵業者について事前に知ることができるようにすることが有用である。そこで、営業停止処分等を受けた探偵業者については、その名称並びに理由について公表ができるよう措置を講ずることを検討する。

*9 平成21年4月、別れさせ屋を売り物にする探偵業者の従業者が、別れさせ工作の一環として不倫関係に持ち込んだ女性と工作終了後も関係を継続し、同人が別れさせ屋であったことが発覚して関係が悪化したことから、女性の首を絞めて殺害するという事件が発生した。

ウ 探偵業者等の資質の向上

探偵業者及びその従業者の資質の向上は、探偵業務の適正化のために不可欠であり、現行法上、探偵業務の実施の原則として「個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない」旨規定される（探偵業法第6条）とともに、探偵業者の使用人又は従業者に対し「探偵業務を適正に実施させるため、必要な教育を行わなければならない」こととされている（同法第11条）ところである。これらの規定に違反した場合にも行政処分の対象となるが、実際にはほとんど処分が行われていないのが現状であることから、これらの条項についてより実効的な運用がなされるよう、解釈運用の基準を明確にしていくことを検討する。

(4) 広告宣伝に関する規制について

探偵業法は、探偵業者の広告宣伝について特段の規制は設けていないが、一部探偵業者が「別れさせ屋」、「復縁工作」、「仕返し屋」などの文言を用いて広告宣伝を行っており、これが不適切な広告表現であると問題視されている現状^{*10}にある。

現在のところ、国民生活センターに寄せられた「表示・広告」に関する苦情は、全体の約4%にとどまり、その内容も広告に表示されていた業務の内容と実際に提供された業務の内容に違いがあるといったものが大多数を占めていることから、早急に探偵業法上広告表現に関する規制を設ける必要があるとまでは考えられないが、今後とも、探偵業者による広告宣伝の実態を把握し、不適切な広告に対する業界の自主規制に向けた動き^{*11}を支援するとともに、明らかに法令に違反する業務を行うことを広告している場合等については、探偵業法第6条及び第9条に違反する行為が行われるおそれがあることから、警察としても積極的に改善について指導を行っていくことを検討する。

6 おわりに

以上、探偵業法における課題について、附則第3条に基づく検討を行った結果、同法制定の趣旨、すなわち、探偵業務について一定の規制を行い、その業務の適正を図るという観点からは一定の成果を挙げていると考えられ、現時点において、早急に法律を改正して対応しなければならない事項は認められなかったが、探偵業法の施行から3年が経過したに過ぎないことから、今後ともその施行状況について把握し、必要に応じて見直しを検討していくべきであると思料される。

*10 (社)日本調査業協会が平成17年度に広告適正化委員会事業の一環として実施した「全国探偵業者ホームページ実態調査」によれば、ホームページ広告掲載サイト782サイトのうち、全体の37%に当たる291サイトで不適切文言（「別れさせ屋」、「出会い工作」、「サラ金利用状況確認」、「犯罪歴データ調査」、その他、(社)日本調査業協会倫理綱領及び自主規制並びに各法律に抵触するおそれがあるもの、公序良俗に反するもの、社会通念上不適切と判断されるもの）が掲載されていた。

*11 (社)日本調査業協会においては、毎年度広告適正化事業を実施しており、不適切文言の指導等を行っている。

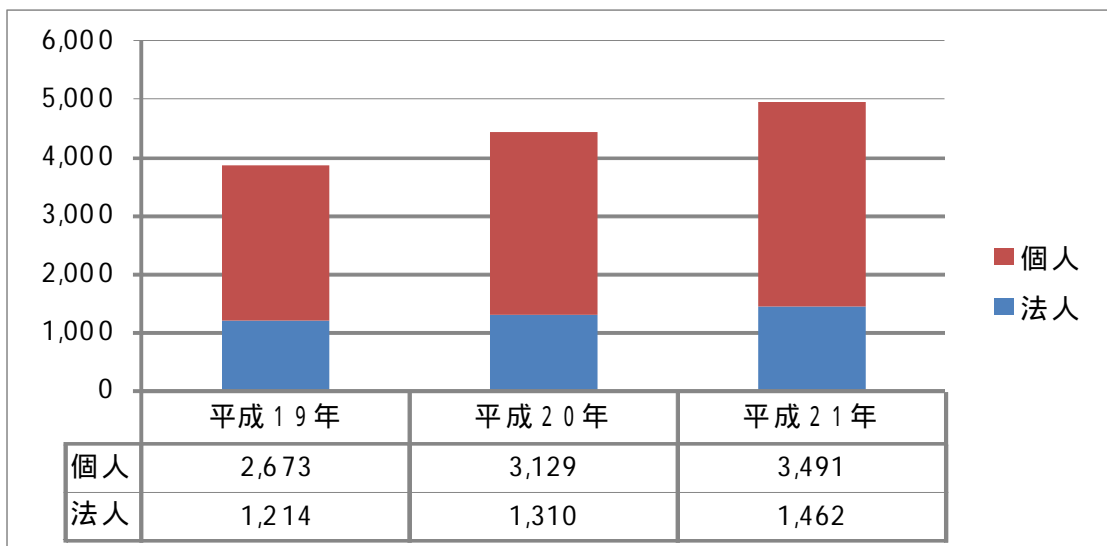
探偵業の概況

1 探偵業の届出状況

平成21年末の現存届出件数は、4,953件である。

図1 探偵業の届出状況の推移（平成19年～平成21年）

年 別 内 容	平成19年	平成20年	平成21年
新規届出数	4,006	1,038	1,074
個人	2,754	811	784
うち主たる営業所数	2,677	781	741
法人	1,252	227	290
うち主たる営業所数	834	176	189
廃止届出数	119	475	554
死亡による証明書の返納数	0	11	6
年末の現存届出数	3,887	4,439	4,953
個人	2,673	3,129	3,491
うち主たる営業所数	2,601	3,052	3,403
法人	1,214	1,310	1,462
うち主たる営業所数	813	920	1,027



2 探偵業者に対する行政処分状況

探偵業者に対する平成21年中の行政処分は、図2及び図3のとおり営業廃止命令が3件、営業停止命令が1件、指示が44件である。

図2 探偵業者に対する行政処分（廃止命令）状況（平成19年～平成21年）

内 容		年 別		
		平成19年	平成20年	平成21年
営業廃止命令件数		0	1	3
欠格事項	3条1号該当者			
	3条2号該当者		1	3
	3条3号該当者			
	3条4号該当者			
	3条5号該当者			
	3条6号該当者			1
欠格事項合計数		0	1	4

1回の命令の中に、複数の欠格事項が含まれる場合がある。

図3 探偵業者に対する行政処分（指示・停止命令）状況（平成19年～平成21年）

内 容		年 別					
		平成19年		平成20年		平成21年	
		停止	指示	停止	指示	停止	指示
営業停止命令・指示件数		0	2	2	2 2	1	4 4
開始届出書等虚偽					1		1
変更届出書等虚偽					1		4
実施原則違反					1		2
書面受理違反					4		8
書面交付違反					8		1 5
資料不正等利用			1				
名簿不整備虚偽			1		1 4		1 9
証明書掲示違反					1		4
業に関し他法令違反				2	1	1	4
違反行為合計数		0	2	2	3 1	1	5 7

1回の指示の中に、複数の違反行為が含まれる場合がある。

3 探偵業の業務の適正化に関する法律違反等の検挙状況

(1) 探偵業の業務の適正化に関する法律違反の検挙状況

平成21年中の探偵業の業務の適正化に関する法律違反の検挙件数及び検挙人員は、図4のとおりである。

図4 探偵業の業務の適正化に関する法律違反の検挙状況の推移（平成19年～平成21年）

内 容	平成19年		平成20年		平成21年	
	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員
無 届 営 業	3	3	0	0	1	1
名義貸しの禁止違反	1	1	0	0	0	0
届出書類の虚偽記載	1	1	0	0	0	0
重要事項説明書面不交付	1	1	0	0	1	1
そ の 他	0	0	0	0	0	0
総 数	6	6	0	0	2	2

【探偵業の業務の適正化に関する法律違反事例】

無届営業（法第4条第1項）

元暴力団員の男が、探偵業開始の届出書を提出せずに、無届けで探偵業を営んだ。

重要事項説明書面不交付（法第8条）

探偵業の従事者が、調査依頼者と契約を締結する際、重要事項を記載した書面を交付しなかった。

(2) 探偵業務に関する他法令違反の検挙状況

探偵業務に関する他法令違反の検挙件数及び検挙人員は、図5のとおりである。

図5 探偵業務に関する他法律違反の検挙状況の推移（平成19年～平成21年）

内 容	平成19年		平成20年		平成21年	
	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員
住 居 侵 入 等	1	1	1	1	4	6
名 誉 毀 損	0	0	0	0	1	4
脅 迫	1	1	0	0	0	0
私 文 書 偽 造 等	1	1	0	0	0	0
そ の 他	1	1	0	0	1	1
総 数	4	4	1	1	6	11

【探偵業務に関する他法令違反事例】

住居侵入等

探偵業の従事者が、業務に関し、調査対象者の車両が駐車されている他人の敷地内に無断で侵入した。

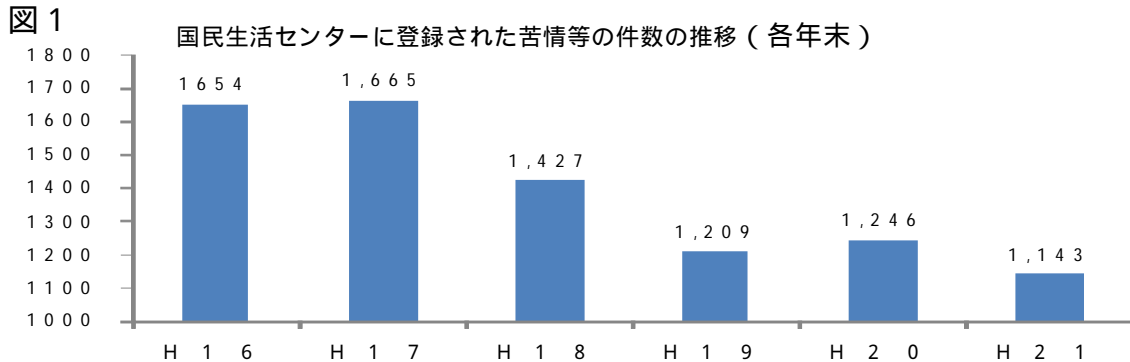
名誉毀損

探偵業の従事者らが、業務に関し、調査対象者を誹謗中傷する文書を頒布し、当該調査対象者の名誉を毀損した。

興信所に関する苦情等

1 苦情等の件数の推移等

国民生活センター（PIO-NET^{*1}）に登録された平成16年以降の興信所^{*2}に関する苦情等の件数の推移は図1のとおりであり、苦情件数全体としては、減少傾向を示している。



*1 国民生活センターのホストコンピュータと都道府県・政令指定都市の消費生活センターに設置した端末を結んだコンピュータネットワークシステム。

*2 国民生活センターの分類上、「興信所」という定義が用いられているが、同用語は平成16年に国家公安委員会が定めた個人情報保護のための特例に関する指針等にも使用され（「興信所業者が講ずべき個人情報保護のための措置の特例に関する指針」）、探偵業法上の探偵業者とほぼ同じ対象を指す。

2 苦情等の内容

苦情の内容別にみると、各年とも「契約・解約」に関するもの、「販売方法」に関するもの、「価格・料金」に関するものが全体の約8割を占めており、契約締結及び解約に関するトラブルが引き続き大多数を占めていることがわかる。

また、これに続いて「法規・基準」や「プライバシー」に関するもの、「接客対応」や「表示・広告」に関するものが多くなっている。他方、報道等により大きな問題となった別れさせ屋等「各種工作に関するもの」に関する苦情は全体の1%にも満たず、ほぼ横ばいの状態である。

図2 - 1

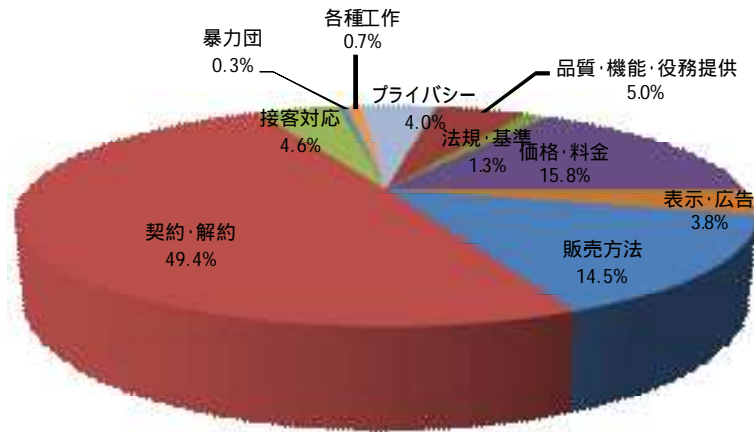
国民生活センターに登録された興信所に関する苦情等の内容

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
件数	1654	1665	1427	1209	1246	1143
安全・衛生	2	3	3	5	3	1
品質・機能・役務提供	133	130	120	134	116	87
法規・基準	29	29	30	38	33	29
価格・料金	333	417	415	371	404	338
計量・量目	2	0	3	1	0	0
表示・広告	76	91	100	78	103	96
販売方法	381	401	331	298	327	357
契約・解約	1372	1414	1236	1036	1081	983
接客対応	92	129	122	107	108	105
買物相談	8	15	6	0	0	0
暴力団に関するもの	10	1	6	6	9	9
各種工作に関するもの	20	14	16	24	14	19
プライバシーに関するもの	162	131	79	62	76	64
その他	12	9	5	0	0	0

* 複数の内容に該当するものについては、それぞれに計上した。

図 2 - 2

苦情等内容の割合 (過去 6 年)



3 主な苦情等の具体的内容

< 契約・解約 >

- ・ 探偵業者と契約したが、契約書がなく不安。
- ・ 解約を申し出たところ、一切の返金はないと脅かされた。
- ・ 高額な料金を払って契約したが、納得できる報告がない。

< 販売方法 >

- ・ いきなり職場に電話がかかってきて契約を迫られた。
- ・ 自宅の郵便ポストに勧誘のチラシが入って困る。

< 価格・料金 >

- ・ 契約したものの、料金が高くて納得いかない。
- ・ 料金が高く支払えないと言ったら、サラ金で借金するよう言われた。

< 暴力団に関するもの >

- ・ 暴力団関係者を名乗り脅迫された。
- ・ 探偵業者が暴力団と繋がっていないか不安。

* 暴力団の関与に関する苦情41件のうち、探偵業者が暴力団関係者を名乗り脅迫された、暴力団の関与を理由に高額な請求をされたといった内容が9件、暴力団がらみの事案で探偵業者と契約をしたがトラブルになった等の内容が9件、探偵業者が暴力団と繋がっていないか不安、言動が暴力団のようといった内容が20件、その他は暴力団が探偵業者を使って情報を入手した、暴力団の関与を理由に調査をしてくれないなど。

< 各種工作に関するもの >

- ・ 不倫相手との復縁工作进行を依頼したが、高額で信用できない。
- ・ 別れさせ工作进行を依頼したが、報告がない。

など

都道府県警察担当者からのヒアリング結果

平成22年6月18日に10都道府県警察の担当者を集めて会議を実施したほか、随時各都道府県警察担当者からヒアリングを行ったもの。

1 欠格事由に関する意見

法において従業者の届出について規定するとともに、従業者も欠格事由の対象とすべき。

探偵業務に関し犯罪行為を行えば、刑の軽重を問わず欠格とすべき。

警備業と同様に、法人に対して「社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者」についての暴力団排除規定を設けて、暴力団の影響を排除すべき。

暴力団の準構成員については、各県で登録基準が定まっていないため、欠格事由にするには問題があるのではないか。

2 探偵業の適正化に関する意見

「別れさせ工作」を規制すべき。

探偵業の実施の原則違反（第6条）や調査結果が違反行為に用いられることとなる探偵業務の実施に関する規制違反（第9条）に罰則を設けるべき。

法第7条で、依頼者から交付を受ける書面に公序良俗に反する行為のために用いない旨を追加したらどうか。

GPSの車両取付行為に関し、住居侵入、電波法違反の適用に至らない段階で規制するとともに、罰則規定を新設すべき。

3 教育に関する意見

教育実施状況を把握するため、教育計画書、教育実施記録簿の作成及び備え付けを義務づけるべき。

教育実施内容、方法及び実施結果の書面化について規定するとともに、罰則規定を新設すべき。

4 その他

依頼者保護の観点から、一定期間営業を行っていない事業者については、営業廃止とすべき。

広告宣伝に関する意見があり、具体的には次のとおり。

- ・ 不適切な営業所名称、広告宣伝名称を禁止すべき。
- ・ HPについて届出を義務化し、個人の権利利益を侵害するような行為が発生した場合には、是正指導が図れるように改正すべき。

契約に関する意見があり、具体的には次のとおり。

- ・ クーリングオフ制度を充実させるべき。
- ・ 契約書面等について、備え付け、保存期間を新設すべき。
- ・ 契約前後書面に契約事項を詳細に記載させるべく、様式等を設定すべき。

変更届出、再交付申請を受けた際に交付する届出証明書に、新規に届出をしたときの届出証明書番号を不変のものとして、記載するようにすべき。

「探偵業の業務の適正化に関する法律」に関するアンケート調査結果

対象団体数：3 団体 *〔届出数479〕

対象業者数：189業者〔届出数269〕

3団体とは、社団法人日本調査業協会(加盟業者数355)、全国調査業協同組合(同70)及び特定非営利活動法人全国調査業協会連合会(同54)のこと。

有効回答件数

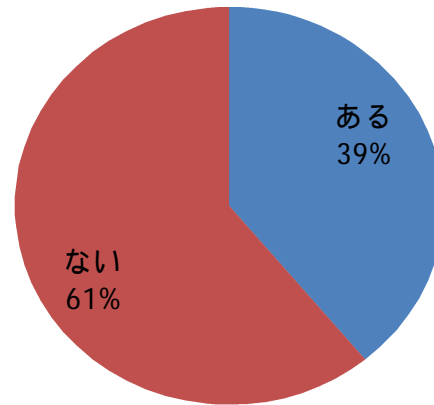
団体数：3 団体〔届出数479〕 100%

業者数：148業者〔届出数227〕 78.3%

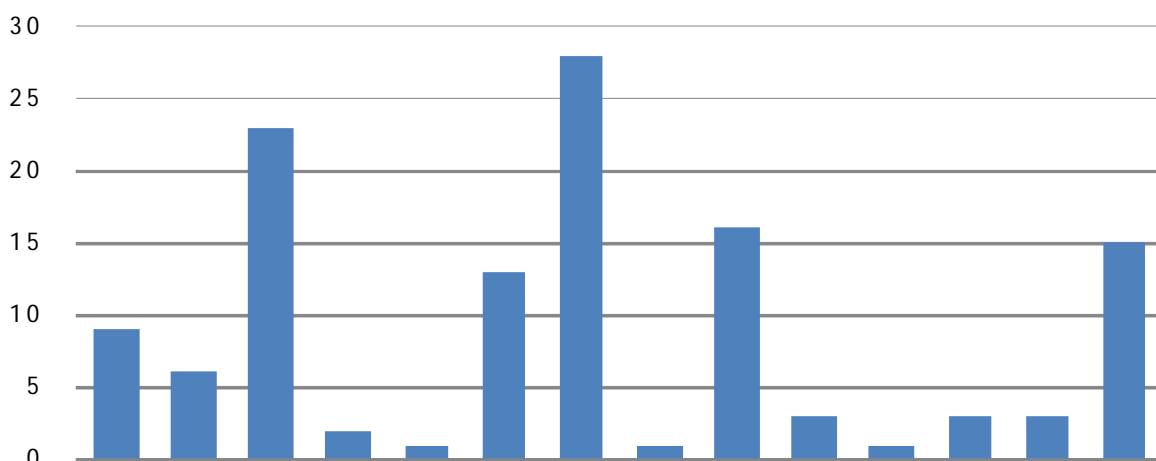
1 探偵業の業務の適正化に関する法律について、現時点において見直しの必要があるか。

ある。(59件) 39.1%

ない。(92件) 60.9%



2 見直しが必要と感じる条項



2条	3条	4条	5条	6条	7条	8条	9条	11条	13条	14条	15条	17条	その他
9	6	23	2	1	13	28	1	16	3	1	3	3	15

3 見直しが必要と思われる具体的内容

(1) 定義及び届出関係

報道機関の依頼を受けて探偵業務を行う営業者を探偵業法の適用除外とするのは差別である。

保険調査業務を行う営業者についても報道機関の依頼を受けて探偵業務を行う営業者と同様に探偵業法から除外すべき。

「別れさせ屋」、「便利屋」等の行為を明文化すべき。

「探偵業務」とかけ離れた業務を行ってはならない旨明文化すべき。

届出事項に変更が生じた都度、届出証明書番号が変わる現行を改め、届出証明書番号を固有化すべき。

探偵業者について、届出制ではなく許認可制や資格制にすべき。

単に転送電話だけを設置している営業所は廃絶すべき。

公序良俗に反するもの及び依頼者を惑わすものは、広告宣伝名称として認めないよう法整備すべき。

(2) 欠格事由関係

禁錮（探偵業法違反の場合は罰金）以上の刑に処せられたり、暴力団員であったりしたような場合は、それからどれだけ期間が経過していたとしても欠格とすべき。

警備業法のように暴力団排除規定を詳細に明記し、その周辺者や交友者についても排除すべき。

従業者等に対する欠格事由を新たに設けるべき。

(3) 書面の交付を受ける義務・重要事項の説明等関係

継続的な依頼を受ける場合、単年度若しくは複数年を有効期間とする一括取り交わしを可能とすべき。

電話やメール等での書面の受理を認めるべき。

重要説明事項（書面）を簡素化するとともに、誇大広告の禁止、料金体制の統一等事項を盛り込むべき。

契約の取消し及び解約手数料の取決めについて書面記載事項とすべき。

(4) 教育関係

教育内容・時間・回数等の詳細を規定すべき。

警察庁や都道府県警察による実務的な研修を望む。

(5) その他

従業者証明書を発行し、当該証明書を携帯するよう規定すべき。

誇大広告及び実態に即しない広告並びに消費者に誤解を与えるような広告をしないよう明文化すべき。